

【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (国税)(法人税:義)(所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	個人や法人が所有する土地が、産業廃棄物処理特定施設整備法の認定を受けた整備計画に基づき整備される特定施設の用に供されるものとして地方公共団体又は特定法人に買い取られる場合、1500万円の特別控除が講じられる。
3	担当部局	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度創設
6	適用期間	恒久
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠  《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 廃棄物処理施設の整備を促進することにより、廃棄物の適正処理を確保する。  《政策目的の根拠》 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律
		② 政策体系における政策目的の位置付け  廃棄物リサイクル対策の推進
		③ 達成目標及び測定指標  《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業廃棄物の最終処分量を平成27年度までに、平成19年度比で約12パーセント削減する。また、産業廃棄物最終処分場の残余年数を平成27年度に10年程度とする。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 産業廃棄物の最終処分量、産業廃棄物最終処分場の残余年数  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 廃棄物処理施設の整備を促進するためには、安定的な資本力、適正なノウハウや信頼性、公共性を有する者による整備が効果的であり、本税制により、公共関与による効果的かつ安定的な廃棄物処理施設の整備が促進されることになる。
8	有効性等	① 適用数等  本税制の対象となる者は、地方公共団体又は特定法人に土地等を売却する個人又は法人であり、産業廃棄物処理特定施設整備法に基づき把握し得る者でないため、税制の利用実績は要望省庁では把握していないが、本税制が講じられていることにより、忌避施設であり設置が極めて困難である廃棄物処理施設の、公共関与による整備が促進されてきており、ひいては廃棄物の最

		<p>終処分量が減少するとともに処分場残余年数が長期化しており、一定の効果があるものと考えられる。</p>
	② 減収額	—
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度)</p> <p>優遇措置の適用により、忌避施設であり設置が極めて困難である廃棄物処理施設の、公共関与による整備が促進されてきており、廃棄物の適正処理の確保に一定の効果が見られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年度)</p> <p>産業廃棄物の最終処分量については、平成 19 年度実績において約 2,000 万トン、平成 20 年度実績において約 1,700 万トン、平成 21 年度実績において約 1,400 万トン、平成 22 年度実績において約 1,400 万トンと着実に減少しているところ。また、最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では 13.5 年(平成 23 年度実績)となっている。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 24 年度)</p> <p>廃棄物の排出量は近年減少傾向にあるものの、廃棄物処理施設に係る用地の確保難、廃棄物処理業者の資本力の不足等から、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の設置は依然として困難な状況にある。また、不法投棄等の不適正処理も後を絶たない中で、廃棄物処理施設整備の緊急性、重要性は極めて高く、適正な処理のための条件整備を着実かつ継続的に行う必要がある。このため、排出事業者責任を維持しつつ、公共関与の下、積極的に処理施設整備を進めていくことが重要であり、本制度による譲渡に係る税負担を優遇することが必要不可欠。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>制度の対象となる土地等は、法令の規定に基づき国の認定又は認可を受けて整備される施設の用に供される土地等と定められており、本措置の対象範囲は明確に定められているところである。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>・特定施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務保証制度</p> <p>当該債務保証は金融機関からの資金の融通を確保するためのものであり、用地の円滑な取得を目的としている本税制とは趣旨が異なるものである。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 22 年 8 月

